

# 第3次鴨川市男女共同参画計画

～ 男女(みんな)が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現をめざして ～

## [概要版]

### ◇ 計画策定の趣旨

本市では、平成22(2010)年3月に『鴨川市男女共同参画計画』を、また平成28(2016)年3月には『第2次鴨川市男女共同参画計画』を策定し、全ての人々が共に支え合い、認め合い、いきいきと活躍できる社会の実現に向け、様々な施策や事業を推進してきました。令和2年度に実施した市民意識調査では、前回調査と比べて「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が上昇したほか、「育児休業や介護休業をとりやすいと思う」との回答が増加するなど、これまでの取組みによる一定の成果が見られています。

しかしながら一方で、「男は仕事・女は家庭」という役割分担意識が依然として残っていることも事実であり、平成27(2015)年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されていることから、本市の特性や実状に応じた、更なる取組を継続していく必要があります。

また近年は、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症など、男女共同参画を取り巻く新たな課題も生じており、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、コロナ禍で増加するDVの撲滅が喫緊の課題となっています。さらに、国際情勢に目を転じると、平成27(2015)年に国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、17ある目標の中に「ジェンダー平等」の精神が盛り込まれましたが、世界経済フォーラムが令和3(2021)年3月に公表した「ジェンダーギャップ指数2021」において、日本は156国中120位と先進国の中で最低レベルに位置しており、我が国のグローバル化にとって大きな障害となっています。

そこで今回、こうした国内外の状況を踏まえ、第2次鴨川市男女共同参画計画の成果と課題を引き継ぐとともに、国・県の方針や本市第4次5か年計画などと整合を図りながら、令和4(2022)年度を初年度とする『第3次鴨川市男女共同参画計画』を策定するものです。

### ◇ 計画の位置づけ

- ◇本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画とします。
- ◇本計画は、本市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画」の部門別計画であり、他部門計画との整合・連携を図るものとします。
- ◇本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の「DV対策基本計画」としても位置づけます。
- ◇本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく本市の「女性活躍推進計画」としても位置づけます。
- ◇本計画は、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を目指し、取り組むこととします。

### ◇ 計画の期間

- ◇本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

### ◇ 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進することが必要となります。

また、行政のみではなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、本市男女共同参画推進審議会の意見を伺い、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

# 第3次鴨川市男女共同参画計画の概要

## ◇ 計画の基本理念

### 基本理念

みんな  
男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現

## ◇ 計画の目標

### 基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、広報や啓発、教育や学習を推進します。  
また、暴力等による人権侵害を許さない環境づくりを進め、市民一人ひとりが互いに思いやり人権を尊重し合う社会、男女が社会のあらゆる場面において対等な地位に立ち、均等に利益を享受できる男女共同参画社会の実現を目指し、基盤づくりを進めます。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進 【女性活躍推進計画】

女性と男性の意見が同等に社会へと反映されるように、行政や企業、団体等における政策・方針決定や企画立案の場への女性の参画を図ります。  
また、男女が共に家庭や地域社会の一員としての責任を担い、それぞれの場面において能力を発揮するための環境づくりを進めます。  
労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージ\*に応じて多様な働き方を選択できるようにするための環境づくりを進めます。

\*ライフステージ  
人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと

### 基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

高齢者及び障害者等の自立・社会参画の促進、性差に配慮した健康づくりや防災対策の推進を通して、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

## ◇ 計画策定の焦点

- ① 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現
- ② 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備
- ③ あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

## ◇ 施策の体系

施策の方向	主要な施策（取組）
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	①固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進 ②男女平等意識の醸成 ③学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進 ④男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 ⑤国際理解の醸成 ⑥性的少数者への理解促進
2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	①DV等に関する対策の推進 <b>【DV対策基本計画】</b> ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進 ③児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶
3 人権侵害を許さない社会環境づくり	①人権に関する相談等の充実 ②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供 ③メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 行政における男女共同参画の推進	①各審議会等委員への女性の参画促進 ②市役所における男女共同参画の推進
2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	①女性の登用促進に関する働きかけ ②女性の人材の育成
3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ③教育・保育事業の充実 ④地域が一体となった子育て支援体制の充実
4 地域活動等における男女共同参画の促進	①地域活動への支援
5 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり	①女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進 ②就職希望者に対する情報提供 ③働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知 ④雇用の場の充実
6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	①農林水産業における男女の経営参画の促進 ②自営業における男女の経営参画の促進

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①相談支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実
2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	①高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援 ②高齢者・障害者の社会参画の促進 ③在住外国人に対する支援
3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	①母子健康の保持と増進 ②性差に配慮した健康支援対策の実施 ③生涯にわたる健康の包括的な支援
4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	①女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

## ◇ 成果指標

本計画における成果指標を、下記のとおり設定します。

項目（把握方法）	現状値（時点）	目標値（めざす方向）
①「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	（令和2年度）23.9%	（↘）20.0%
②「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	（令和2年度）19.2%	（↗）25.0%
③DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	（令和2年度）49.2%	（↘）40.0%
④審議会等の女性委員の割合	（令和2年4月1日）21.9%	（↗）30.0%
⑤市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	（令和2年4月1日）7.1%	（↗）10.0%
⑥市の管理職（係長以上）に占める女性職員の割合	（令和2年4月1日）32.1%	（↗）35.0%
⑦「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	（令和2年度）46.0%	（↗）50.0%
⑧保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合（鴨川市まちづくりアンケート）	（令和元年度）26.4%	（↗）50.0%
⑨子育て支援施策の促進に満足する市民の割合（鴨川市まちづくりアンケート）	（令和元年度）25.4%	（↗）30.0%
⑩学童保育を利用した児童数	（令和2年度）358人	（減少率を抑制）217人
⑪福祉総合相談センター新規相談受付件数	（令和元年度）564件	（現状維持）564件
⑫福祉関連ボランティア登録者数	（令和元年度）548人	（減少率を抑制）520人
⑬自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民（40～64歳）の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査）	（令和元年度）82.6%	（↗）85.7%
⑭自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民（一般高齢者）の割合（高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査）	（令和元年度）76.2%	（↗）78.5%
⑮防災に関する出前講習等の年間実施回数	（令和元年度）10回	（↗）15回

第3次鴨川市男女共同参画計画 [ 概要版 ] 令和4年3月

《お問い合わせ先》

千葉県鴨川市経営企画部経営企画課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450 TEL 04-7093-7827